

提出書類が揃っているか、右の空欄にチェックを入れて確認してください。

1 給付認定申請書類

書 類	備 考	チェック
給付認定申請書(2・3号認定用)		
給付認定理由申立書(2号・3号)		

2 保育料決定に必要な書類

書 類	必要となる方	チェック
Form W2(2024年) ※R8.8月以前の入園 Form W2(2025年) ※R8.9月以降の入園	在日米軍の軍人・軍属の方(※)	
マイナンバー記録用紙	下記に該当する方が世帯にいる場合、該当する方のマイナンバーが必要になります。 ・令和7(2025)年1月2日以降に岩国市に転入された方(※) ・生活保護を受給している方 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している方(減免対象となる場合がある為)	
療育手帳のコピー (※手帳番号、本人欄、判定の記録欄がわかる部分)	療育手帳を取得している方	

上記(※)に該当する場合は、基本的には父母分のみ書類が必要となりますが、次に該当するご家庭は、お子さんと同居している親族分も必要です。

- ・父母またはお子さんが、父母以外の親族の健康保険の被扶養者である場合
- ・父母にほとんど収入がない場合

※申告した税額等に誤りがあったために、税務署で正しい額に訂正した場合など住民税額が変更になったときは、保育料が変更になる場合がありますので、速やかにその旨を届け出てください。

3 保育を必要とすることを証明する書類(保護者等について必要です。)

※求職中の方は不要です。決まり次第、就労証明書を提出してください。

保育を必要とする理由	書 類	父	母
就労(内定)の方	就労証明書		
	スケジュール申告書(変則勤務の方のみ必要)		
	営業許可証など自営業がわかる書類(自営業の方のみ必要)		
出産(予定)の方	母子手帳のコピー(表紙、出産予定日のページ)又は出産証明書		
病気・障害の方	診断書・療育手帳等(保育が困難なことが記載されたものに限る)		
介護をしている方	介護を受けている人の診断書、障害手帳(※手帳番号、本人欄、障がい名が確認できる部分)又は介護保険証(※本人欄・要介護認定区分が確認できる部分)の写し		
	スケジュール申告書		
就学中の方	在学証明書		
	時間割表		
災害	り災証明書		